

報告事項 1

平成30年9月定例県議会の概要について

平成30年9月21日から10月16日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

平成30年11月7日

総務課

平成30年9月定例県議会代表質問一覧

自由民主党代表質問 坂 田 憲 治

4 次代を担う人づくりについて

次期特別支援教育推進計画の策定について

次期特別支援教育推進計画の策定に当たっては、どのような理念のもと、どういったことに重点を置いて取り組んでいかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

新政あいち代表質問 谷 口 知 美

11 インターネット世代の子どもたちのコミュニケーション能力の育成について

インターネットやスマートフォンなどのメディア機器の多用が、子どもたちのコミュニケーション能力の不足を招いていると考えられますが、学校教育において、こうしたインターネット世代の子どもたちのコミュニケーション能力を高めるために、どのように取組を進めていくのか、教育長に伺います。

4 安心な地域づくりについて

(1) 防災・減災対策の強化について

ア 大阪北部地震を踏まえた防災・減災対策について

大阪北部地震を踏まえ緊急要望いたしました「学校のブロック塀の安全点検及び通学路の総点検」について、教育長のご所見をお伺いいたします。

(2) SNS等に起因した犯罪の防止について

イ 子どもたちの情報モラル向上に向け、教育委員会や学校と家庭・外部機関との連携について、教育長のご所見をお伺いいたします。

5 活力ある地域づくりについて

(2) 県立学校と地域との連携について

県立学校における地域との連携・協働について、どのように進めていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【質問要旨】

4 次代を担う人づくりについて

次期特別支援教育推進計画の策定について

次期特別支援教育推進計画の策定に当たっては、どのような理念のもと、どういったことに重点を置いて取り組んでいかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

【知事答弁要旨】

次は、次期特別支援教育推進計画の策定についてお答えいたします。

平成26年3月に策定した現計画のもと、特別支援学校につきましては、「いなざわ」、「大府もちのき」の開校に続いて、来年4月には「瀬戸つばき特別支援学校」を開校する予定であるほか、空調設備の整備やトイレの洋式化、医療的ケアのための看護師の増員など、ハード・ソフト両面での教育環境の整備を進めてまいりました。

また、小中学校におきましても、障害種ごとに一人からでも特別支援学級が設置できるよう基準を改善するとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のための通級指導教室の設置拡大など、様々な取組を着実に進めてきたところであります。

平成31年度から5か年の次期計画におきましては、これまでの学校種ごとの成果を生かしつつ、校種間の連続性・つながりを意識した取組により、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の充実を目指してまいります。

そのため、地域バランスを考慮し整備してきた特別支援学校がその専門的知見を生かし、県内各地域において、障害のある児童生徒に対する巡回指導や教員の専門性向上など、特別支援教育に関するセンターとしての機能をこれまで以上に発揮し、幼稚園・保育所から小中学校、高校までの一貫した支援ができる体制を構築してまいります。

また、卒業後に自立した社会生活を送ることができるよう、大学、企業、福祉就労支援施設等との連携を深め、キャリア教育の充実や就労先の拡大などにも取り組んでまいります。

今後、現在とりまとめております計画案に基づき、県民の皆様からの御意見もいただいた上で、本年内に次期計画を策定し、共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の推進を図ってまいります。

【質問要旨】

1 1 インターネット世代の子どもたちのコミュニケーション能力の育成について

インターネットやスマートフォンなどのメディア機器の多用が、子どもたちのコミュニケーション能力の不足を招いていると考えられますが、学校教育において、こうしたインターネット世代の子どもたちのコミュニケーション能力を高めるために、どのように取組を進めていくのか、教育長に伺います。

【教育長答弁要旨】

インターネット世代の子どもたちのコミュニケーション能力を高めるための取組について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、インターネットやスマートフォンは今や生活に欠かせないものとなっており、それらへの依存傾向が高まって、人とのコミュニケーションが不足している子どもたちの増加が懸念されております。

こうした中、学校教育においては、ICT活用能力の向上を図るとともに、子どもたちが直接、人と顔を合わせて、互いの思いや考えを伝え合う場面をつくる学習活動を充実することが、社会性や豊かな人間性を形成する上で、極めて重要であると認識いたしております。

県教育委員会におきましては、新学習指導要領の実施も見据え、平成29年度から県内2市に委託して、小中学校の各教科の授業や総合的な学習の時間において、自分の言葉で伝え合ったり聞き合ったりする学習活動の研究を行っているほか、平成28年度から県立高校4校を指定して、論述・討論・発表を取り入れた課題解決学習などを通して、生徒の思考力・判断力・表現力を育成する研究を行っております。

また、平成30年度から新たに、小中学校4校をモデル校として、子どもたちが家族や地域の方々と一緒に体験活動を行ったり、学習成果を地域の方々に発表する機会をより多く設けることにより、人との関わりを深めていく取組を支援いたしております。

今後も、学校生活全般において、子どもたちのコミュニケーション能力を高めていけるような取組の推進に努めてまいります。

平成30年9月定例県議会 代表質問（9月27日） 教育長答弁要旨
公明党 犬飼明佳議員

【質問要旨】

4 安心な地域づくりについて

(1) 防災・減災対策の強化について

ア 大阪北部地震を踏まえた防災・減災対策について

大阪北部地震を踏まえ緊急要望いたしました「学校のブロック塀の安全点検及び通学路の総点検」について、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

始めに、学校のブロック塀の安全点検及び通学路の総点検についてお答えいたします。

県教育委員会では、6月18日の大阪北部地震発生当日に、各県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校のブロック塀の緊急点検と通学路の安全点検の実施を指示いたしました。

点検の結果、ブロック塀については、県内の公立学校1,679校のうち、321校において「高さが建築基準不適合」など安全性に問題のあるブロック塀があることが判明し、直ちに各学校で、注意喚起や立入禁止措置などの応急対策を講じております。その上で、県立学校につきましては、「建築基準に適合しているもの」も含め、全てのブロック塀を平成30年度と31年度の2か年で、撤去することといたしました。

小中学校におきましても、安全上の対策が必要なブロック塀のほぼ全てが、平成30年度中に撤去等の予定となっております。

また、通学路につきましては、点検結果に基づき、一部の学校では通学路を変更したほか、確認された危険箇所を、通学路安全マップに掲載し、児童生徒に危険性を意識させるなど、注意喚起に努めているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、市町村や学校と連携を図りながら、児童生徒や近隣住民の皆様の安全安心の確保に努めてまいります。

【質問要旨】

4 安心な地域づくりについて

(2) SNS等に起因した犯罪の防止について

イ 子どもたちの情報モラル向上に向け、教育委員会や学校と家庭・外部機関との連携について、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

子どもたちの情報モラル向上に向けた、家庭や外部機関との連携についてお答えいたします。

現在、小中学校では「道徳」、高等学校では「情報」の授業において、情報モラル教育に取り組み、情報社会の中で他者への影響を考えながら、適切に行動するための知識の習得や態度の育成に努めております。

子どもたちが、こうした授業の中で身に付けた力を、実生活のさまざまな場面で生かすことができるようにするためには、議員ご指摘のとおり、家庭や関係機関等との連携が極めて重要であります。

そのため、県教育委員会では、県内12地域で、小中学校と高等学校が保護者や関係機関と連携して情報交換や啓発活動を行う事業において、「スマホ・ケータイの安心安全利用」をテーマとした取組を行ってまいりました。

このような事業を通して、情報モラル教育の重要性が周知され、多くの小中学校や高等学校では、警察や通信事業者等と連携した児童生徒対象のスマホ教室や保護者対象の研修会など、SNS等の適切な利用や家庭でのルール作りの大切さについて啓発する取組が進められております。

今後も、家庭や関係機関等との連携を一層深め、子どもたちの情報モラルを向上させる取組のさらなる充実に努めてまいります。

【質問要旨】

5 活力ある地域づくりについて

(2) 県立学校と地域との連携について

県立学校における地域との連携・協働について、どのように進めていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(2) 県立学校と地域との連携についてお答えいたします。

県立学校における地域との連携・協働の取組は、生徒の社会性や自立心を育てるために重要であり、議員お示しの中川商業高校を始めとする職業学科や総合学科のほか、普通科の高校や特別支援学校においても様々な取組が行われております。

例えば、普通科の守山高校では、生徒が講師となって地域の高齢者を対象としたパソコン教室を開催しており、名古屋聾学校では、生徒が製作した舞台の演台を地域の公民館などに寄贈しております。こうした活動は地域の方々から高い評価を得ており、生徒が自らを社会に生かす喜びを実感できる機会となっております。

県教育委員会では、こうした各学校の取組をさらに推進するため、毎年、県立学校10校を指定校として、地域と連携した道徳教育の実践や創意工夫ある地域貢献活動を支援する「共に生きる心豊かな人材育成事業」を実施しております。この事業で、地域の方々と触れ合う活動を通して、生徒たちは、自己有用感を味わい、地域とのつながりを実感しております。

今後は、各学校の活動を広く県民に紹介するWebページを新たに作成するなど、県立学校における地域との連携・協働の取組をさらに推進し、生徒の学びをより豊かなものとするようにしてまいりたいと考えております。

平成30年9月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	中根義高	自民	1 森林整備と林業の振興について	農水(局)		
			2 中小企業の事業承認、IoT活用について	産労		
2	大嶽理恵	新政	1 中小企業のメンタルヘルスについて	産労(局)		
			2 児童の放課後や夏休みの居場所について	健福		
			3 東三河振興について	振興		
3	新海正春	自民	1 特別支援教育の推進について	教育	特別支援教育課	知事 答弁
			2 広田川及びその支川の河川整備について	建設		
4	市川英男	公明	1 県管理道路の路面下空洞調査について	建設		
			2 来日外国人犯罪について	警察		
			3 病児・病後児保育について	健福		
5	山田たかお	自民	1 農地の価値向上について	農水(局)		
			2 豊かな海の実現について	農水		
			3 地球温暖化対策の推進について	環境		
			4 道路、橋梁の管理について	建設		
6	福田喜夫	新政	1 愛知用水の調整池やため池の耐震対策について	農水(局) 企業		
			2 産業廃棄物の不適正処理等について			
			(1) 産業廃棄物中間処理事業所の火災について	環境 防災		
			(2) 産業廃棄物の不法投棄について	環境 警察		
			3 2019年世界ラリー選手権日本ラウンドについて	振興		知事 答弁
7	川嶋太郎	自民	1 水素社会実現に向けた取組について	産労		知事 答弁
			2 介護における多様な担い手による取組について	健福		

平成30年9月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
8	森井元志	新政	1 事業承継について	産労		知事 答弁
			2 プチ起業支援について	産労		
			3 小幡緑地公園の魅力の向上について	建設		
			4 オープンデータの推進について	振興		
			5 児童虐待防止について	警察		
9	成田修	自民	1 住宅対象侵入盗対策について	警察		
			2 公立学校における施設整備について			
			(1) 公立学校におけるバリアフリー化について	教育	財務施設課	
			(2) 空調設備の設置状況について	教育	財務施設課	
10	島倉誠	自民	1 訪日外国人に対する医療体制について	健福(局) 振興(局)		
			2 都市計画道路・瀬戸大府東海線の工事進捗状況と今後について	建設		
11	鈴木まさと	新政	1 土砂災害対策について	建設(局)		
			2 獣害対策について	農水		
			3 多文化共生の取組について	県民		知事 答弁
12	今井隆喜	自民	1 流域下水道の持続可能な事業運営に向けて	建設		知事 答弁
			2 土地改良区の運営について	農水(局)		
			3 医療的ケア児の地域移行支援について	健福(局) 健福		
13	渡辺靖	新政	1 三河湾の環境について	環境		
			2 農福連携の推進について	健福 農水		
			3 河川・海岸堤防の耐震対策について	建設		
14	藤原宏樹	自民	1 気候変動を踏まえた今後の河川整備について	建設		
			2 東三河の地域振興について	振興		
			3 都市計画道路姫街道線の整備について	建設		

平成30年9月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
15	田中泰彦	自民	1 スポーツ人材の育成について	教育	保健体育 スポーツ課	
			2 精神障害への取組について	健福（局）		
16	河合洋介	新政	1 特別支援教育に関する諸課題について			
			(1) 特別支援学校におけるごみ処分について	教育	特別支援教育課	
			(2) 特別支援学校における緊急時対応について	教育	特別支援教育課	
			2 公共交通における鉄道の役割について	振興		
17	下奥奈歩	共産	1 災害対策の抜本的強化について	建設・防災 振興		
			2 エアコン設置など、熱中症対策について			
			(1) 熱中症対策について			
			ア 基本的な見解について	健福（局）		
			イ 県独自の対策について	環境		
			(2) 学校へのエアコンの設置について			
			ア 子どもが命を落とすことがないよう県の見解と決意について	教育	健康学習室	
			イ 小中高校の教室のエアコン設置状況及び県独自の財政支援について	教育	財務施設課	
			ウ 小中高校の教室のエアコン設置状況及び県独自の財政支援について（私立学校）	県民		
			(3) 特別教室・体育館と子育て関連施設へのエアコンの設置について			
			ア 特別教室や体育館へのエアコン設置について	教育	財務施設課	
			イ 特別教室や体育館へのエアコン設置について（私立学校（幼稚園含む））	県民		
			ウ 子育て関連施設へのエアコン設置について	健福		
			(4) 生活保護世帯へのエアコンの設置について	健福		

平成30年9月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
17	下 奥 奈 歩	共産	3 性犯罪・性暴力被害者支援について			
			(1) 性暴力被害者支援ワンストップ支援センター等の周知について	県民		
			(2) ワンストップ支援センターの東三河への設置について	県民		
			(3) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について	県民		
			4 愛知県看護修学資金の貸付について	健福（局）		
18	山 本 浩 史	自民	1 渥美半島における広域道路ネットワークについて	建設		
19	木 藤 俊 郎	公明	1 県立の高校生に対する交通安全教育と三ない運動について			
			(1) 県立高校における交通安全教育について	教育	健康学習室	
			(2) 愛知県における三ない運動の現状とこれまでの評価について	教育	健康学習室	
			(3) 三ない運動の是非の検討や協議の場を設けることについて	教育	健康学習室	
			2 中小企業支援について	産労		
			3 防災・減災について			
			(1) 空き家対策について	建設（局）		
			(2) 福祉避難所について	健福		
20	政 木 り か	自民	1 自動運転の社会実験に向けた取組について	産労		
21	安 藤 正 明	自民	1 農山村地域の防災・減災対策について	農水（局）		
			2 農業振興のための県独自の支援制度について	農水		
			2 アジア競技大会における名古屋競馬場跡地の活用に関する提案について	振興		

【質問要旨】

1 特別支援教育の推進について

岡崎特別支援学校の移転も含め、現計画からの継続課題、さらに新たに発生した諸課題に対して、次期特別支援教育推進計画において、具体的にどのように取り組んでいく考えか伺う。

【教育長答弁要旨】

特別支援教育の推進についてお答えいたします。

平成26年3月に策定した現在の特別支援教育推進計画に基づき、この5年間、特別支援学校の新設や教育環境の整備、小中学校における特別支援学級や通級指導教室の増設など、学校種ごとの支援の充実のための取組を着実に進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、近年、特別支援学校だけでなく、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校においても発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒の数は増加しております。

そこで、今後は、これまで取り組んできた学校種ごとの成果を生かして、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じ、幼稚園・保育所から小中学校、高等学校までの一貫した支援が可能となるよう、各地域の特別支援学校を核とし、校種間の連続性・つながりを意識した取組を進めてまいります。

具体的には、学校種間の人事交流を通じた教員の専門性の向上、個別の教育支援計画を確実に作成・引き継ぐための体制づくり、特別支援学校と小中・高等学校との交流及び共同学習の充実、高等学校における通級指導教室の設置拡大など、特別支援学校のセンター的機能を生かした取組を進めてまいります。

このほか、卒業後の生活も見据えて、就労意欲向上のためのキャリア教育の推進や就労アドバイザーの増員による就労支援の充実を図ってまいります。

今後、年内に次期計画を策定し、関係部局と連携して、本県の特別支援教育のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 特別支援教育の推進について

岡崎特別支援学校の移転も含め、現計画からの継続課題、さらに新たに発生した諸課題に対して、次期特別支援教育推進計画において、具体的にどのように取り組んでいく考えか伺う。

【知事答弁要旨】

特別支援教育の推進につきましては、私からもお答えをいたします。

現在の特別支援教育推進計画のもと、懸案でありました特別支援学校の教室不足や長時間通学の解消に向けまして、特別支援学校の新設や分教室の設置、スクールバスの増車などの取組を鋭意進めてまいりました。

来年4月には「瀬戸つばき特別支援学校」を開校し、さらに、平成34年度を目途に、本県初となります知的障害と肢体不自由の両障害に対応する特別支援学校を西尾市内に整備することといたしております。

そうした中、岡崎特別支援学校につきましては、長時間通学の解消の目処は立ったものの、議員御指摘のとおり、立地上の課題がありますことから、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため、できるだけ早い時期に適切な場所へ移転できるよう具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次期計画におきましては、こうした特別支援学校の整備を含め、多様な学びの場における支援・指導をさらに充実させるための取組を盛り込み、共生社会の実現に向けた特別支援教育を、引き続き、しっかりと推進してまいりたいと考えております。

【要望】

それぞれ、御丁寧な御回答をいただき、ありがとうございます。

また、大村知事には岡崎特別支援学校の移転について、前向きな御回答をいただいたと思っております。保護者、学校関係者の不安の解消につながると思いますので、大変感謝しております。

土砂災害危険個所の基礎調査が平成29年度で90%まで進み、そのなかで高校5校、特別支援学校1校が学校の中に土砂災害の区域があり、岡崎特別支援学校だけが被害の心配があるところでもありますので、知事には温かいお話をいただいたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成30年9月定例県議会 一般質問（10月1日） 教育長答弁要旨
9番 自民党 成田修議員

【質問要旨】

2 公立学校における施設整備について

(1) 愛知県下の公立学校におけるバリアフリー化の状況が、どのようになっているかをお伺いいたします。

また、防災上の観点から、今後、どのように取り組んでいくかをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

まず、公立学校のバリアフリー化についてお答えいたします。

平成29年度に文部科学省が行った「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」によれば、本県の県立学校で避難所指定され、要配慮者の利用が想定される97校のうち、屋内運動場にスロープが設置してある学校は63校で、設置率は64.9%、屋内運動場の多目的トイレ設置は8校で、設置率は8.2%となっております。

また、小中学校では、該当する1,270校のうち、屋内運動場のスロープ設置が600校で、設置率47.2%、多目的トイレ設置は556校、設置率43.8%となっております。

公立学校の施設整備につきましては、平成28年8月に文部科学省が示した「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」の中で、学校施設は、地震等の災害発生時には、地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化を図ることが必要であるとされております。

県立学校につきましては、これまでも「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する児童生徒の在籍の有無にかかわらず、大規模改造工事や耐震改修工事に併せて、スロープや多目的トイレの設置などのバリアフリー化を進めてきたところであります。

市町村教育委員会に対しましては、災害に強い学校づくりが地域防災拠点の強化にもつながることから、今後の老朽化対策の工事などに併せ、小中学校施設の防災機能の整備促進を図るよう、引き続き働きかけてまいります。

【質問要旨】

2 公立学校における施設整備について

- (2) 県として市町村と連携して、空調の予算を獲得すべく、国へ働き掛けるべきと考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

次に、公立小中学校の空調設備の整備についてであります。

県教育委員会といたしましては、これまでも、国に対して、空調設備の整備に限らず、老朽改修を含めた小中学校施設の大規模改造事業など、各市町村の事業計画が円滑に実施できるよう、全国施設整備期成会や全国施設主管課長協議会などの全国団体を通じまして、毎年、要望を行ってきております。

そうした中、今年の夏の猛暑を受けて、県内の多くの市町村が空調設備の新規又は前倒しによる整備を計画していることが確認されましたことから、去る8月27日には、都市及び町村の教育長協議会会長とともに、文部科学省等に対し、各市町村の空調整備計画が着実に実施できるよう、必要な予算の確保や実情に見合う補助単価の引上げなど十分な財政措置を求める要望を行ったところであります。

今後も引き続き、国に対し、必要な財源の確保について強く要望してまいります。

【質問要旨】

1 スポーツ人材の育成について

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、あいち選手強化事業においてもジュニアアスリートの育成を行っていると同っておりますが、どのような取組を行っているのでしょうか。

【教育長答弁要旨】

スポーツ人材の育成についてお答えいたします。

本県では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに愛知県ゆかりの選手を多く輩出し、県民の一体感や機運の醸成につなげるため、平成27年度にオリンピック選手強化事業を立ち上げ、平成28年度からは、パラリンピック選手強化事業も併せて実施しているところであります。

スポーツ推進を支える好循環を創出するためには、東京大会終了後も、こうした取組の成果・理念を継承していくことが重要であると認識しております。

そのため、オリンピック選手強化事業においては、強化指定選手に対する遠征費等の助成に加えまして、次世代を担う選手の育成にも取り組んでおります。

具体的には、中・高校生のジュニア強化指定選手を対象として、トップアスリートに必要な資質や正しい基礎知識を身に付けさせるための講習会を実施しているほか、中京大学体育研究所に委託して、シーズンインとシーズンオフの年2回、選手のフィジカルチェックを実施し、検査・測定の結果をもとに、科学的な見地からのアドバイスをしております。

また、強化指定には至らないものの、将来活躍が期待されるジュニア選手を対象に、一流の指導者や選手による実技指導などを受ける機会を与え、そのモチベーションを高めることを目的として、「次世代につなぐスポーツ人材育成事業」を実施いたしております。

この事業は、スポーツ系学部を有する大学や実業団チーム、競技団体と連携して実施しており、特に、競技団体と連携した講習会は、中・高校生のみならず、今年度から新たに小学生も対象に加え、昨年度の7回から14回に増やして開催しているところであります。

ジュニア期においては、発育・発達レベルに応じ、競技種目の特性等を踏まえた適切な指導が必要であります。そのため、多くの競技団体が加盟する県体育協会とともに、スポーツ指導者、ジュニア層のクラブ、学校部活動等との連携を深め、ジュニアアスリートの効果的な育成・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

【要望】

2020年東京オリンピックの選手強化事業における取り組み内容と「ジュニアアスリートの効果的な育成・強化に取り組んでいく」との答弁でしたが、こちらも含めて、様々な角度から引き続きしっかりと進めていただきたいと思っております。

選手の育成には時間を要しますので、こちらの新たな取組についても、各競技団体や専門知識を有する大学などしっかりと連携し、具体化に向けた検討を進めていただく事を要望いたします。

【質問要旨】

1 特別支援教育に関する諸課題について

(1) 特別支援学校におけるごみ処分について

県立特別支援学校において、おむつや医療的ケアで発生するごみに関して、原則学校での処分として、児童生徒が家庭へ持ち帰るといえないようにお願いしたいと思うが、教育委員会の考えを伺う。

また、ごみの持ち帰りについて、特別支援学校に通う児童生徒又はその家庭から要望があればその内容について伺う。

(2) 特別支援学校における緊急時対応について

児童生徒の体調急変時など、緊急の場合に備え、緊急対応マニュアルの作成など、学校の対応はどうなっているのか。

また、緊急時に備え、医療機関等との連携は、具体的にどのようなことが行われているのか、状況を伺う。

【教育長答弁要旨】

(1) 特別支援学校におけるごみ処分についてお答えいたします。

特別支援学校において、幼児児童生徒が使用したおむつや医療的ケアにより発生する使用済物品については、各学校の判断により処分方法を定めております。

このうち、おむつにつきましては、議員お示しのとおり、使用する子どもが在籍する24校のうち、15校が学校において処分をしておりますので、残る9校についても今後は、特段の事情がないかぎり、学校で処分することとするよう指導してまいります。

医療的ケアに関しましては、痰の吸引、経管栄養、導尿、インシュリン注射などの処置に必要な処方薬、チューブや注射針などは各家庭から持参し、使用済のものについては家庭へ持ち帰り、保護者に学校での処置の状況を確認していただくこととしております。

教育委員会におきましては、これまで、ごみの持ち帰りに関して、保護者等から要望をいただいたことはありませんが、学校が保護者としっかり話し合いを行い、その理解を得ることが肝要でありますので、各学校に対し、丁寧な対応に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

(2) 次に、特別支援学校における緊急時の対応についてお答えいたします。

特別支援学校では、障害に起因する医療的な配慮事項や突発的な事故が多いことから、全ての学校において緊急対応マニュアルを作成しております。

このマニュアルには、緊急事態が発生した場合の対応方法、対応手順、連絡体制などが定められており、各学校においては、マニュアルに即した対応訓練を行うとともに、連絡体制図を職員室に掲示して、全ての教職員が、緊急の際に迅速かつ適切な対応ができるよう備えております。

特に、てんかんなど、個別の対応が必要な幼児児童生徒については、個々に体調急変時の対応方法を定めており、その内容を全職員で共有しております。

また、緊急時に備え、日頃から主治医と情報を共有するとともに、救急車到着までの教職員の対応について、消防署員を講師とした研修を行うなど、医療機関や消防機関と緊密に連携をしているところであります。

教育委員会といたしましては、各学校において適切な緊急時対応がなされるように、特別支援学校長会等を通じて、引き続き指導をしてまいります。

【要望】

教育委員会の皆様には、今回の発言に当たり、様々な現場のことを調べていただきました。感謝しております。

おむつに関して、原則、学校で処分として対応いただけることをお聞きしたので、大変うれしく思っております。是非、その他のゴミに関しても、特別性の高い医療ゴミのようなものを言っているものではなく、例えば、痰をぬぐったティッシュやガーゼといった誰がみてもゴミではないかと思うものまで医療的ケアで発生したからと子どもたちが持ち帰っているという現状を御考慮いただきたいと思っております。

最後に、親御さんから聞いている話と教育委員会の認識が大きな隔たりがあると感じておりますので、どうか丁寧に要望を聞いていただくようお願いしたいと思います。

【質問要旨】

2 エアコン設置など、熱中症対策について

(2) 学校へのエアコンの設置について

ア 子どもが命を落とすようなことは、二度とあってはならないと考えますが、県当局の見解と繰り返さないための決意をお聞かせください。

【教育長答弁要旨】

ア 初めに、豊田市の小学生の死亡事故についてであります。非常に痛ましいものであり、二度とこうした事故が起こることのないよう、学校における熱中症防止対策をさらに徹底することが必要と考えております。

熱中症は、環境条件に注意したり、こまめに水分補給したりするなどの方法で予防でき、万一発症した場合でも、適切な応急処置によって救命可能であることについては、県教育委員会作成の「あいちの学校安全マニュアル」にも明記しているところであります。

改めて本マニュアルの熱中症防止対策の周知徹底を図り、児童生徒の安全確保に万全を期するよう、各市町村教育委員会や県立学校を指導してまいります。

平成30年9月定例県議会 一般質問（10月2日） 教育長答弁要旨
17番 共産党 下奥奈歩議員

【質問要旨】

2 エアコン設置など、熱中症対策について

(2) 学校へのエアコン設置について

イ 県内小中学校や高校での教室エアコンの設置計画の状況について、普通教室への設置計画がある学校数、計画がない学校数、設置率がどうなっているのか。

また、小中学校や県立高校、すべての学校のエアコン設置に対して県独自の財政支援を行うべきではないか。

【教育長答弁要旨】

次に、公立小中学校及び県立高校の普通教室における空調設備についてであります。まず、設置率は、本年9月1日現在で、公立小中学校で42.1%、県立高校で91.7%となっております。

また、小中学校については、この8月の文部科学省調査への回答では、約半数の学校で、平成31年度に空調設備の新設又は更新が計画されております。

小中学校の施設設備の整備は、基本的に学校設置者である各市町村の責務であると認識しており、国庫補助金などの財源措置もなされておりますことから、引き続き、国に対して、各市町村が計画する事業量に見合った予算が確保されるよう、強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、県立高校については、約92%の設置率まで来ておりますが、さらなる設置につき関係方面等と引き続き協議してまいりたいと考えております。

平成30年9月定例県議会 一般質問（10月2日） 教育長答弁要旨
17番 共産党 下奥奈歩議員

【質問要旨】

2 エアコン設置など、熱中症対策について

(3) 特別教室・体育館と子育て関連施設へのエアコン設置について

ア 学校教室へのエアコン設置は、普通教室だけでなく、特別教室や体育館にも設置すべきです。見解を伺います。

【教育長答弁要旨】

次に、特別教室や体育館への空調設置についてであります。

小中学校の空調設備の設置につきましては、学校設置者の判断により、まずは、児童生徒が一日の多くの時間を過ごす普通教室が優先され、特別教室や体育館の設置は、それぞれの使用目的や頻度を踏まえた必要性に応じて、進められているものと認識しております。

また、県立高校につきましては、特別教室のうち、多くの生徒が利用する図書室やコンピュータ室などには、既に設置が完了しており、それ以外のものについては、様々なご意見等もお聞きしながら検討していきたいと考えております。

【質問要旨】

1 県立の高校生に対する交通安全教育と三ない運動について

- (1) 第10次愛知県交通安全計画を踏まえて現在愛知県立の高校では、二輪車の運転者、自転車の利用者としての交通安全教育はどのように行っているのか。
- (2) 愛知県における三ない運動の現状とこれまでの運動の評価をどう捉えているのか。
- (3) 県立高校生への二輪車を含めた交通安全教育をより拡充するために、三ない運動の是非の検討、また、新たな交通安全教育の方向性を協議するための場を作るお考えはないか。

【教育長答弁要旨】

- (1) まず、県立高校における二輪車や自転車の交通安全教育の現状についてお答えいたします。

県立高校におきましては、「保健」の授業の中で、生徒が交通社会の一員として責任を持って行動できる社会人を育成することをねらいとして、自転車の安全な利用、二輪車や自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当などについて理解を深める教育を行っております。

また、「総合的な学習」の時間や学校行事において、警察や自動車学校から講師を招いて、交通安全教室を開催したり、新入生とその保護者を対象とした自転車交通安全啓発を行ったりしております。

中には、学校周辺の危険箇所の周知に画像を使用したり、生徒自身による自転車マナー調査や交通安全啓発を行ったりするなど、生徒の自覚をより高めるために特色ある取組を行っている学校もございます。

教育委員会といたしましては、毎年開催する交通安全指導担当者に対する研修の中で、様々な取組事例を紹介するなどして、各学校における実践的な交通安全教育の充実に努めているところであります。

- (2) 次に、「三ない運動」の現状と評価についてであります。

本県では、昭和48年頃から、二輪車等について「免許を取らない」・「買わない」・

「乗らない」という、いわゆる「三ない運動」が始まり、その後「乗せてもらわない」を加えた運動としてPTAを中心に展開され、教育委員会といたしましてもこの運動の趣旨に賛同し、推進してまいりました。

愛知県公立高等学校PTA連合会では、現在も、引き続き「三ない運動」を推進することとしており、教育委員会といたしましても同様の立場を取っているところであります。

県立高校生の二輪車事故死亡者数は、30年前は年間10人前後で推移しておりましたが、その後漸減し、直近の3年間でみてみますと、平成27年度、28年度がゼロ、29年度が1人と大幅に減少しております。「三ない運動」を含めた交通安全教育の取組が、高校生の命を守るという点において成果を上げているものと評価いたしております。

(3) 次に、「三ない運動」を含めた新たな交通安全教育の方向性についてお答えいたします。

学校における交通安全教育は、家庭や地域と連携しながら推進することが必要であります。「三ない運動」につきましては、PTA及び校長会が引き続き推進する立場をとっていることに加え、本県の交通事故死者数が、今年も現在のところ、全国ワースト1位と大変厳しい状況にあることを考慮いたしますと、「三ない運動」の継続は現時点では必要なものと考えております。

教育委員会といたしましても、高校生自らが主体的に交通安全について考え、取り組む資質を養っていくことは大切であると認識いたしておりますので、他県の取組も参考にしながら、PTAや学校の意見を聴く機会を設けて、今後の交通安全教育の方向性について、研究してまいりたいと考えております。

【要望】

それでは2点要望させていただきます。

高校生の安全運転についてであります。4年後の2022年4月1日から成人年齢が18歳となります。つまり選挙権年齢と同じく、3年生の途中で徐々に成人を迎えることとなり、成人としての責任と義務を果たしていくこととなります。今回取り上げた交通安全を始め、親の責任から独立して多くの行動に自ら責任を持つこととなります。その意味から、家庭教育と相まって高校教育の中で 社会人として果たすべ

き事柄の教育に、今まで以上に期待されることとなります。「三ない運動」の見直しはその1つの例であります。今回引用した他県の例も、自分の行動に責任を持つとの観点から見直しが行われたものと理解しております。具体的に言えば、免許は高校を卒業してからという今までの考え方ではなく、免許を持った場合はしっかりと把握して、しっかり交通安全の大切さを共に学ぶ教育をしていく。禁止型の教育ではなくフォロー型の教育が求められているのではないのでしょうか。ぜひ協議の場を持って議論をしていただきたいと思います。

○議案審査(1件)

第117号議案

平成30年度愛知県一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正の内 歳出 第11款 教育費

第2条 債務負担行為の補正

【議案質疑】

なし

【一般質問】

伊藤 辰矢 委員(自民党)

○小中学校の修学旅行について

・旅行先、期間等の現状や基準・規定

現状として、旅行先は、小学校のほとんどが京都・奈良、中学校は、東京、横浜、富士五湖等の順で関東地方が多く、大阪等の近畿地方に行く学校もある。旅行期間は、小学校が1泊2日、中学校は2泊3日であり、時期は、小学校は春または秋、中学校は、5・6月がほとんどである。

決定については、県の「小学校、中学校の修学旅行に関する実施基準(準則)」を基に、各市町村教育委員会が定めた基準によって学校が立案している。

県の準則では、小学校は郷土を中心とした近隣府県の範囲で1泊2日以内、中学校は中部、近畿、関東地方の範囲で2泊3日以内としている。こうした範囲や期間としているのは、例えば、出発・帰着の時刻及び宿泊所への到着時刻が著しく早朝又は深夜にわたらないようにすること、長時間の移動による児童生徒の健康面での配慮など、児童生徒の心身両面の安全への配慮及び旅行費用等の負担軽減を考慮するとともに、発達段階に応じて旅行地の範囲を規定しているからである。

本県と同様に、旅行先の範囲等に基準を設けている都道府県は宮崎県の1県で、小学校は鹿児島県方面、中学校は関西方面となっている。また、極力遠隔地を避けるという規定があるのは、長野県の1県だと把握している。

各市町村教育委員会においては、県の準則を基に基準を設定しているので、準則の内容の変更については、慎重に対応しなければならないと考えている。今後、文言の表記も含めて、市町村教育委員会や校長会を始め、関係諸機関の意見等を調査した上で、準則について検討していきたい。

樹神 義和 委員（新政あいち）

○猛暑日における学校活動の基準等について

- ・ 体育・屋外授業等の指針・指標・マニュアル

気温等を判断基準とする学校活動に特化した指針等はないが、一般的な基準として、人体の熱に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた「暑さ指数」(WBGT)を指標とした2つの指針を市町村教育委員会に示している。一つは、一般的な指針として「日常生活における熱中症予防指針」であり、もう一つは運動に関して日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」である。

熱中症の発生ケースは様々であり、その発生には、環境の条件、運動や活動の内容、児童生徒の健康状態や個人差などが関係していることから、各学校において活動内容等の状況に応じて学校行事に対応されているところである。県において、「暑さ指数」を始めとした特定の条件だけで場合分けをして、体育や屋外授業等の実施の是非を具体的に示すような、画一的なマニュアルの整備はなかなか難しいと考える。

今後の対応については、「あいちの学校安全マニュアル」に記載している熱中症防止対策の周知徹底を図り、児童生徒の安全確保に万全を期すよう、各市町村教育委員会を指導していく。特に、今回の豊田市の事故を踏まえ、体調不良の児童生徒については、熱中症が重症化することがあるので、活動前や活動中の体調をチェックするなど一層の注意が必要であることや、高温時の体育・屋外授業等については、活動の縮小・中止等も検討することについて、引き続き指導していく。最近の環境変化により、熱中症発生の危険度が増している状況が見られるので、「あいちの学校安全マニュアル」における記載については、今後改訂充実させていきたい。教員に対しても、学校保健講座等の研修や会議などの機会を通じて、熱中症予防や応急手当について、繰り返し周知していく。

西川 厚志 委員（新政あいち）

○障害者雇用状況調査について

- ・ 再調査の結果における理由や今後の採用

再確認の結果、算定の基礎となる職員数43,942人のうち、5,915人はこの調査の対象外である再任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員であることが分かった。また、前回調査で障害者として把握していた672人中、改めて障害者手帳や国のガイドラインで示されている指定医や産業医による診断書で確認できたのは247人であった。障害者としてカウントできなかった者のうち、診断書が国のガイドラインで示されている指定医等が作成したものでなかった者が267人、再確認で手帳等が確認できなかった者が61人、調査対象外であった者が97人であった。原因として、まず、調査対象外となる者をカウントしていたことについては、教育委員会の調査に対する認識不足であり反省している。また、障害者の確認方法を県教育委員会から各学校へ十分に周知してこなかったために、こういう結果になったと考えている。

これまでは、教員採用選考試験で「障害者選考」と「障害者大学推薦特別選考」を実施してきた。「障害者選考」では、選考試験の実施にあたり、試験会場や試験

の実施方法について、車椅子での移動や点字受験、手話通訳者の配置等、障害の種類や程度に応じた配慮をしている。「障害者大学推薦特別選考」では、大学からの推薦がある障害者については、第1次試験を免除している。その他、小中学校事務職員については、身体障害者を対象とした採用選考試験を実施しており、毎年、若干名の障害者採用枠を設けている。

今後であるが、32年度採用から教員採用選考試験において「障害者枠」を設けていきたい。また、実習助手採用試験において「知的障害者枠」を設けていきたい。小中学校事務職員採用試験での「障害者枠」は、これまでの若干名を拡大していきたいと考えている。また、年度当初から雇用する講師についても、これまでは各学校等で面接を実施するなど人選を進めてきたが、来年度から県教育委員会で一定数の障害者を公募し、学校に配置する対応を考えてまいりたい。その他にも、職域拡大のためのモデル事業を研究・検討するなど、様々な方法で、法定雇用率を達成できるように努めていきたい。

○教員の多忙化解消について

・在校時間の把握、部活動ガイドラインや今後の取り組み

教員の在校時間の把握については、小中学校では、市町村や学校によって把握方法が異なっているが、タイムレコーダーを導入しているのは9市町、パソコンのログイン記録による把握が2市町、その他42市町村は教員がシートに出退勤の記録を打ち込み管理職に提出している。県立学校では、各教職員が月末までに出勤記録を確認し、在校時間等の状況記録を作成して、管理職に提出している。管理職は、提出された在校時間等の状況記録を元に、月ごとの集計を行っている。出勤記録の電子化については、試行として7月18日から開始しており、現時点では5校中4校の8月分と9月分の集計を把握している。8月は夏季休暇中であり、80時間以上の時間外勤務をした職員はほとんどいなかった。9月では、29年度は80時間以上の時間外勤務の職員が1割以上の学校は5校中3校あったが、30年度は1校となっている。試行による実施校での効果は、出勤時刻が正確に把握できるようになったことはもちろんであるが、勤務時間に対する自己管理の意識が向上し、時間外勤務の縮減に役立っていると考えている。

部活動ガイドラインでは、課題であった過度な活動を見直すため、適切な活動量として、休養日は「平日1日と土日1日の週2日以上」、活動時間は「平日2時間程度、土日3時間程度」という基準を示しているが、その効果を明確に示すことは難しい。例えば、29年度に実施した「部活動に関する実態調査」では、休日の活動時間について、「概ね4時間以内」と回答した割合が小学校で約15%、中学校で約50%であったことから、これらの学校がガイドラインの基準を遵守すれば、活動時間が1時間短縮されることとなる。ガイドラインでは、複数顧問制による役割分担や外部指導者の有効活用などについても、具体的な例を示していることから、適切な活動量の遵守はもとより、こうした取組も進めながら、総合的に教員の部活動に対する負担軽減に努めてまいりたい。

教員の多忙化解消の取組を進めるにあたっては、教員の意識改革はもとより、保護者や地域住民をはじめとした社会全体の理解を得ることが必要であると考えている。

○県立学校の空調設備について

- ・未整備の学校への公費設置及びP T A設置空調の公費切り替え
- ・小中学校空調設備整備における国への要望活動

県立学校の施設整備については、近年は、喫緊の課題である体育館の吊り天井などの非構造部材の耐震化や特別支援学校の新設などに重点的に取り組んできた。こうした中で、空調設備の設置については、障害のある子どもたちの身体的な負担を考慮して、特別支援学校のすべての普通教室及び特別教室に設置することとし、計画的に設置を進めてきたところであり、さらに少しでも早く空調設備が稼働できるよう、前倒しのための補正予算を今議会に提出させていただいた。

一方、高校の空調設備については、保健室などの管理諸室や一部の特別教室には設置しているが、普通教室には、原則として公費による設置は行っておらず、多くの学校でP T Aにより設置されているという現状にある。こうした現状や、今後も校舎等の老朽化対策に多額の経費負担が見込まれることを踏まえ、他県の状況も参考にしながら、高校における空調設備の設置のあり方について研究してまいりたいと考えている。

空調使用の学校長の裁量については、公費により設置している冷房設備の使用にあたって、「学校における冷房設備の使用について」という通知文を発出しており、その中で、使用期間や気温、使用時間などの具体的な条件を示しているが、それ以外にも「学校長が特に必要があると認めたとき」には使用できるものとしている。

国への要望活動について、市町村からは、できれば来年の夏までには設置したいとの強い思いを伺っていたが、実際に8月の文部科学省の調査では6月時点に比べて学校数で約3倍の要望があった。県としてもこの市町村の強い思いを何とかしたいと思い、県の都市教育長協議会や町村教育長協議会にも声を掛けて、国に対して三者合同で要望を行った。

その中で話としてあったのが、国の学校施設環境改善交付金は当初予算での確保はなかなか厳しいので、補正予算とセットで予算を確保してきたとのことであった。交付金にはいろいろなメニューがあり、当初予算では空調の優先順位は上の方にはなっていない状況とのことである。今回、文部科学省には、私どもを含めた全国の強い要望を受け止めていただき、しっかりと予算を措置していただきたいと思うし、私どもとしても県内市町村の空調設備の整備計画が着実に進むよう、今後も機会をとらえて働きかけを行ってまいりたい。

石井 拓 委員（自民党）

○教科書採択（小・中学校）について

- ・採択地区のあり方、調査研究の方法

本県では、複数の市町村で構成する8つの共同採択地区と、名古屋市が単独で行っている採択地区の計9つの採択地区を設定している。市町村教育委員会が単独で採択するには、県教育委員会が採択地区の変更を行う必要がある。また、採択地区を変更しようとする場合は、県教育委員会はあらかじめ市町村教育委員会の意見を聞かなければならないとされている。本県では、毎年、市町村教育委員会に対し、採択地区見直しの要望・意向を確認しており、市町村から見直しの意向が示された

場合は、適正規模化検討会議を開催し、協議の上、採択地区の変更が適当であると判断した場合、採択地区の変更を行うこととなる。

今年度の市町村の意向調査では、単独採択の意向を示した市町村教育委員会はなかった。共同採択を行うことで、同じ教科書を活用してカリキュラムの編成や授業研究を行うなど、多くの教員が市町村の枠を超えて、交流し、研修を深めることができ、それがより質の高い教育につながっていくと考える。加えて、教科書の調査研究の充実、児童生徒の転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施など、自然的、文化的、経済的条件を考慮しながら、市町村教育委員会の意向も踏まえ、今後も総合的に判断し、採択地区を設定してまいりたい。

小島 丈幸 委員（公明党）

○城北つばさ高等学校の教育活動について

- ・開校から1年経過した生徒の現状、今後の学校づくりの進め方
- ・教員の加配

城北つばさ高校には、中学校時代に人間関係など様々な事情を抱えていた生徒が一定数入学する。具体的には、中学校3年生の時に、不登校の目安である年間30日以上欠席をした生徒が約4割在籍しており、そうした生徒のうち、2年生では8割、1年生では9割が現在も学業を継続している。

30年度の加配定数は、学年進行による生徒数の増加に伴い、様々な課題を抱える生徒の増加も見込まれたことから、学校からの要望を踏まえ、きめ細かな指導ができるよう、29年度の1人から4人を増員し、計5人の教諭を配置している。

常勤の教員以外では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを重点的に配置している。特に、スクールソーシャルワーカーは、通常は1人で複数校を担当する形で配置しているが、城北つばさ高校に対しては、今年度から単独で1名配置する体制を整えたところである。また、今年度から新たに特別支援学校の校長経験者を教育相談員として週5日勤務できるよう配置し、生徒の抱える多岐にわたる問題への対応にあたっている。

今後については、県教育委員会では、平成27年3月に策定した「県立高等学校将来ビジョン」に基づく、32年度から5か年の第2期実施計画の策定に向け、現在、検討会議を立ち上げて検討を進めているところであるが、定時制課程の充実については、この計画の柱の一つと考えている。

城北つばさ高校には、様々な事情を抱える生徒が多く在籍する実情を踏まえ、学業の継続や学校生活の充実に向けた支援に加え、生徒がそれぞれに卒業後の目標を持ち、その実現に向かって主体的に学び、社会的自立に必要な資質・能力を身に付け、学校生活から社会生活へ円滑に移行できるよう、学校全体での組織的なキャリア教育を充実させていくことを検討している。

○高校生に対する交通安全教育（三ない運動）について

高校生自らが主体的に交通安全について考え、取り組む資質を養っていくことは大切であると認識しているので、他県の取組も参考にしながら、PTAや学校の意見を聴く機会を設けて、今後の交通安全教育の方向性について研究していきたい。

原 よしのぶ 委員（自民党）

○学校飼育動物について

- ・必要性や現状
- ・課題への対応、協議会組織立ち上げ等

児童生徒が、動物と触れ合って飼育活動に取り組むことは、生き物への親しみをもち、大切に育てようとする姿勢を育むとともに、どんな生き物にもかけがえのない生命があることを実感し、思いやりの心を育むため有意義であると考えます。

現状としては、今年度、県内小中学校全校を対象に調査を行ったところ、学校で動物を飼育していると回答した小学校は708校中435校であり、26年度調査に比べて11.4ポイント減少しています。飼育されている動物は、ウサギが最も多く、インコ、ニワトリなどです。なお、中学校では、学校で動物を飼育していると回答した学校はない。

学校飼育動物が減った要因としては、飼育を担当する教員は、毎週でないにしても、休日や長期休業中の学校閉校日に学校に立ち寄り、えさやりや水やり等をしているので、休みが取りにくい原因になっていることも考えられます。また、動物が怪我や病気になった場合に、専門的な知識がないため、どのように対応したらよいか悩む教員が多いと捉えています。

現在、健康福祉部が開催している愛知県動物愛護推進協議会に、教育委員会も委員として参加しており、この会議では学校での飼育活動を含めた動物愛護全般について話し合いが行われる会だと認識しています。今後、教育委員会として、学校教育における飼育活動について積極的に話題として提示し、そこでいただいた御意見等を市町村教育委員会に確実に伝えていきたい。

また、各校で保護者や地域の専門家、ボランティアの方と連携が図られるよう、文部科学省発行の「学校における望ましい動物飼育のあり方」等の参考資料の活用を促したり、獣医師会の事業の周知に努めたりしながら、市町村教育委員会と連携を深めていきたい。